

犬山にず〜っと住もまい！

犬山市住宅リフォーム補助金



同居・多子世帯は
上乘せ！



[犬山市住宅リフォーム補助金]とは？

若い世代が市内で居住する住宅をリフォームする費用を補助します！

本人または配偶者が40歳以下であること（親が申請の場合は子が40歳以下かつ世帯構成）
居住する構成員の持ち家であること
市税の滞納がないこと
暴力団等の関係者でないこと
申請者が契約する工事であること
他の補助金の対象でないこと
過去に、この補助金を受けていない住宅であること など

同居の場合

同居する親、どちらでも申請可能

親が申請する場合、子が世帯を構成していること

同居以外の場合

居住者が申請可能

適法に建築・改修等がされた住宅であること
市内の事業所等が行うリフォームであること
3年以上継続して居住することが条件

補助内容

リフォーム工事費の1/5（対象事業費は30万円以上）、上限30万円を補助

補助内容

リフォーム工事費の1/5（対象事業費は30万円以上）、上限10万円を補助

完了報告時に多子世帯（同一世帯で3人以上かつ第3子以降の子が中学生以下の世帯）に該当する場合はさらに20万円を補助（第3子以降が胎児の場合は申請時に母子手帳の所有が条件）

注意事項

工事契約予定者が契約前に申請してください

契約締結後は受付することができませんのでご注意ください

申込み&問合せ

詳しくはホームページや窓口でご確認ください

都市計画課 建築・景観担当（本庁舎2階）まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

(URL) <https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/sumai/1005049.html>